公共事業の事後評価書

(国有林直轄治山事業等の完了後の評価)

平成 1 5 年 3 月

農林水産省

1 評価の対象とした政策

事業完了後おおむね5年を経過した下記の直轄事業、公団事業、補助事業地区を対象として 事後評価(完了後の評価)を実施した。

区分	事 業 名	評 価 実施箇所数
直轄事業	国有林直轄治山事業	184
	森林環境保全整備事業	1 4 1
	森林居住環境整備事業	1 7
小計		3 4 2
公団事業	大規模林道事業	1
小計		1
補助事業	民有林補助治山事業	1 6 4
	森林環境保全整備事業	2 4 5
	森林居住環境整備事業	6 8
	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業	1 5 6
小計		6 3 3
合計		9 7 6

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、直轄事業については各森林管理局(分局)が、公団事業及び補助事業については 林野庁が平成14年4月から15年3月にかけて実施した。

評価担当部局は一覧表(別添1)に示すとおりである。

3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行った。また、事業のあり方の検討、事業評価手法の改善等を行う観点から、事業効果の発現状況及び事業により整備された施設の管理状況について総合的かつ客観的に評価を行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、「林野公共事業の事業評価実施要領」に基づき、事業主体から提供のあった評価に関する基礎資料等をもとに、事業効果の発現状況及び事業により整備された施設の管理状況等事業のもたらす効果等について総合的かつ客観的に点検を行った。

結果については、評価結果(別添2)に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、評価の手法について意見を聴取した。 同専門部会において、意見の概要は以下のとおりであった。

- ・事業実施主体が林道開設を中止した場合も完了後の評価をしていくことが必要ではない か。
- ・完了後の評価結果については、妥当である旨の意見が集約された。

また、委員構成は、別添3のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施地区毎に「完了後の評価個表」を作成し、インターネット等で公表することとして いるところである。

また、第三者委員会の議事概要についてはインターネット等で公表しているところである。

7 評価の結果

評価の対象とした全ての事業地区について、評価を実施したところ、各地区とも事業の内容が妥当であり、一定の効果の発現が認めれられた。

評価結果は別添2に示すとおりである。